

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年8月4日 14:00 ~ 19:00		
出席状況	公益 3/3	労働者側 2/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・全体での審議後、個別に公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間での協議を行ったが、労働者側は40円の引上げを、使用者側は18円引上げを主張し、意見の一致を見いだせなかった。・このため、公益委員案として、30円引上げとする案を示したところ、労働者側も使用者側も持ち帰って検討することとなり、本日の部会では結審しなかった。 <p>(2) その他</p> <p>特になし。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <ul style="list-style-type: none">・生活必需品の物価上昇を上回る最低賃金の引上げが必要な観点から40円の引上げが必要である。 <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none">・賃上げ率の状況を考慮すると、同程度の2%程度が支払能力の限界である。そのような観点から18円の引上げが妥当である。			